

行政のうごき

三重県における電子マニフェスト普及の取組について

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

1 はじめに

三重県は日本のほぼ中央に位置し、紀伊山地や鈴鹿山脈などの山岳や、白砂青松の伊勢湾、リアス式海岸を擁する熊野灘など、豊かな自然に恵まれています。さらに、伊勢海老、鮑、牡蠣などの魚介類や、高級霜降り和牛で有名な松阪牛の産地としても知られ、日本人のこころのふるさととして親しまれる伊勢神宮や、世界遺産の熊野古道を有しています。本県は、このような豊かな自然、歴史文化、海山の幸に恵まれていることから、古くから「美し国」（うましくに）と言われており、また、2016年5月26日～27日には主要国首脳会議「伊勢志摩サミット」の開催が予定され、世界からも注目が高まっています。

一方で、本県は、中部圏の一部であり関西圏とのつながりが強いものの、幹線道路沿いで高度な土地利用が進んでいないことから不適正処理が後をたたく、これらのうち、原因者等により措置命令が履行されない4事案について、生活環境保全上の支障等の除去のため行政代執行を実施しています。今後は、こうした不適正処理事案の発生を二度と繰り返すことなく、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保するため、三重県総合計画「三重県民力ビジョン」や三重県廃棄物処理計画において排出事業者責任の徹底を位置付け、紙マニフェストに比べてより遵法性や透明性の高い電子マニフェストの普及に重点的に取り組んでいます。

2 産業廃棄物の排出及び処理の状況について

県内の平成25年度の産業廃棄物の排出量は、8,505千tであり、平成20年度よりも減少していますが、長期的には景気の影響などによる増減があり、明確な減少は見られません。

(図1)

また、業種別にみると製造業が最も多く、続いて建設業と

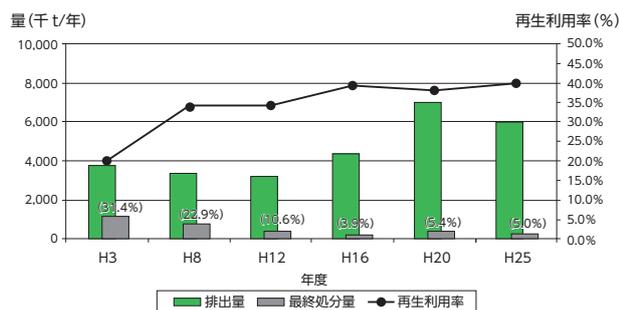


図1 三重県の産業廃棄物排出等状況

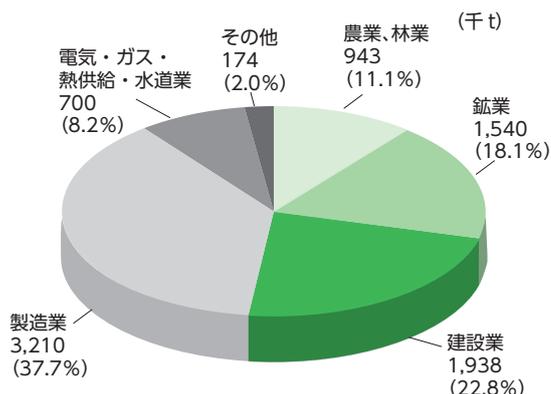


図2 業種別の産業廃棄物排出状況

なっています。(図2) なお、製造業から発生する産業廃棄物の6割を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量では建設業が最も多い業種となります。

3 マニフェストの交付状況について

平成26年度における本県のマニフェスト交付件数は約70万件で、そのうち電子マニフェストが約30万件、紙マニフェストが約40万件となっています。

業種別では、建設業が全体の45%を占めており、続いて製造業の24%となっています。(表1)

表1 マニフェスト交付状況 (件数)

	電子	紙	計	交付割合
三重県	303,772	402,613	706,385	-
製造業	100,363	66,921	167,284	24%
建設業	123,528	196,763	320,291	45%
その他	79,881	138,929	218,810	31%

4 取組の状況について

(1) 嘱託員による電子マニフェストの活用促進

平成24年度より地域機関7箇所に嘱託員である環境技術指導員を配置し、産業廃棄物を年間500t以上排出している多量排出事業者等（県内の産業廃棄物の6割以上を排出）を訪問指導しています。訪問時には、電子マニフェストの活用促進に加え、優良認定処理業者への委託を推奨するとともに、委託基準の遵守や現地確認の状況なども併せて確認し、排出事業者責任にかかる意識向上を図っています。



写真1 電子マニフェスト操作体験研修会の状況

(2) 電子マニフェスト研修会、運用相談会

電子マニフェストの操作の習得を目的として、排出事業者や処理業者を対象に、県内4地域で（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講師による研修会を開催しています。研修会は、基本操作を重視した操作体験研修会のほか、実務研修会や運用相談会など、参加者のニーズを踏まえた内容としています。（写真1）

(3) 産業廃棄物適正管理セミナー

産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の適正管理に関する知識取得や情報収集の場を提供することを目的としてセミナーを開催し、電子マニフェスト活用の先事例の紹介などを行っています。（写真2）

(4) 電子マニフェスト加入料助成

県内に事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象として、平成23年4月1日から平成25年12月31日までの間、電子マニフェストシステムへの加入料の助成を行いました。本取組により、計340件の助成を行いました。

5 これまでの取組の成果について

これまで取組の結果、平成26年度の多量排出事業者等の電子マニフェストの加入率^{*1}は65.3%となり、平成23年度末の17.5%と比べ47.8ポイント向上しました。この成果は、環境技術指導員による個別訪問の効果が大きいと考えられます。（表2）

^{*1} 加入率(%) = 多量排出事業者等加入者数 / 多量排出事業者等総数

また、本県における電子マニフェストの活用率^{*2}は平成26年度末時点で43%となり、全国の39%を上回る結果となりました。（表3）

^{*2} 活用率(%) = 電子マニフェスト交付件数 / マニフェスト総交付件数



写真2 産業廃棄物適正管理セミナーの状況

表2 多量排出事業者等の電子マニフェスト加入率

	全体	製造業	建設業	その他
H23末	17.5%	-	-	-
H26末	65.3%	77.4%	57.9%	56.3%

表3 電子マニフェスト活用率

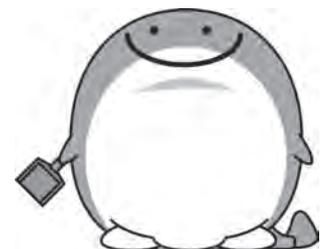
	H23	H24	H25	H26
全国	25%	30%	35%	39%
三重県	30%	33%	34%	43%
製造業	38%	41%	52%	60%
建設業	31%	30%	32%	39%
その他	21%	29%	23%	37%

6 今後の方針について

多量排出事業者等に対する電子マニフェストの活用の推進については、製造業を中心として普及したものの、マニフェスト交付件数が最も多い建設業については、更なる普及が必要となっています。

今後、更なる普及のためには、電子マニフェストの有用性を理解してもらうことが重要であるため、関係団体と連携し、事業者の積極的な活用を促進していきます。

なお、三重県廃棄物処理計画では、平成32年度の電子マニフェスト活用率を60%と設定し、さらなる普及に向け取り組むこととします。



三重県ごみゼロキャラクター
ゼロ吉